

勿凝学問 283

平成 21 年度税制改正附則という仕掛けとこの国の行方

2010 年 1 月 20 日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

マニフェスト? あんなものは、財源についてウソが書かれていることくらい普通の知性を持っていたら簡単に分かるわけで、そこに書かれていることはいずれ破棄されることを承知の上で有権者は我々を選んだんだから、それらを破棄しようがどうしようが何が悪い？選挙で勝たしていただくということはそういうことだ——これと似た理屈が、最近まかり通っているようなので、ちょっと真似てみました。

閣議決定? 簡単に破棄するのは、自分たちの権力の正当性の否定につながるから、ちょっとやっかいかな。それに政権交代が起こったら元の木阿弥？

法律? う〜んっ、まあ、そこに書かれていることをなしにするのは国会で廃案にする手続を踏まなければならないから、かなり面倒だな。

さて。

今週の『週刊東洋経済』に、「与謝野の遺産附則 104 条」という文章がある。これは、負担増路線を決めた 2008 年 12 月 24 日の「中期プログラム」という閣議決定だけでは、まだ政治家が負担増から逃げるおそれがあると考えた(私の言う)「静かなる革命戦士」たちが、いっそ法律に書き込んでおくと判断して、政治家が最も嫌がる負担増路線を法律に書き込んでおいた条文である。着想の源は、政治家の行動を強く縛った 2004 年年金改正法案の附則にある。「いかにして政治から国民の生活を守るか」という問題意識に基づいた仕掛けであり、この国の行方を大きく左右する条文であると言える。『週刊東洋経済』で、ジャーナリスト、樺山氏は、次のように語る。

「付則 104 条」と呼ばれる税法の条文がある。財務相だった与謝野氏が 09 年 3 月に成立させた改正所得税法に滑り込ませた「遺産」だ。消費税を含む抜本改革に向け「11 年度までに必要な法制上の措置を講じる」と明記。実施は経済状況の好転が前提だが、11 年度までの法制化を義務づけている。消費税率アップの社会保障財源化、法人税の実効税率下げ、給付付税額控除導入など主要税目の改革の方向も示す。

「附則もれっきとした立法府の意思。民主党政権とて縛られている」

与謝野氏は改革先送りをこう牽制する。民主党が方針を変えたいなら、附則を廃止する法案を通せばいいのだが、この国会では動かないらしい。消費税への対応を決めかねているからにはほかならない。

『週刊東洋経済』(2010.1.23号)124-5頁

まあ、ここは、ノーコメントとしておこう。

付録Ⅰ——[平成 21 年度税制改正附則](#)

参考 [社会保障の機能強化が謳われた時代](#) (2008年から2009年前半)

付録Ⅱ——閣議決定撤回の事例

勿凝学問 245 [「私はマルキストではない」と言ったマルクスの気持ちが少し分かる今日この頃——Ⅳ巻を読んだ人は、Ⅴ巻も読んでください](#)

僕はこれまで、選挙の際に拒否権を発動しようとしたと言ったことがないわけで、拒否権を発動すべき相手は『[医療政策は選挙で変える——再分配政策の政治経済学Ⅳ](#)』を出した2007年6月から、『[社会保障の政策転換——再分配政策の政治経済学Ⅴ](#)』を出した2009年3月の間に変わっていたりもする。Ⅳ巻だけを読んでもらっていたんでは、困るんだなあ、これが。

『医療政策は選挙で変える』には、次の言葉がある。

「一九九七年と昨年になされた二つの閣議決定を撤回する姿勢を示せるかどうかだ。九七年の決定は医師数は充足しているとして医学部定員を減らす方針を打ち出した。昨年は社会保障費を五年間で一兆六千億円削減するとの内容。これらが生きている限り、医師は増えず、医療費が今後も削られるのは自明だろう。何も与党批判をしたいのではない。与党が誤りに気付き、自ら方針を変えるなら評価できよう」

ところがその後、与党は誤りに気付いて自ら方針を変え、1997年と2006年になされた二つの閣議決定を撤回してしまった。となれば、2009年次の僕が、2007年参院選を前にして掲げた理由で与党に拒否権を発動する必要はなくなる。そして、ここ2年ほどの医療問題を取り扱う環境変化の中、どの政党も、医療には気をつかいますとなってきた。この段階、つまり2009年現在では、3月に出した本に書いているように、「この状況で、負担増のビジョンを示さない政党には拒否権を発動するべし」ということが最大のメッセージということになるわけだ。

そして、与党はマニフェストの中で、「2011年度以降、景気回復後遅滞なく消費税を含む税制の抜本改革の実施」を公約した。他方野党4党は、「消費税を4年間引き上げない」ことを共通公約とした。そして僕は今すぐにでも、負担増を行ってその増分のすべてを医療・介護、保育・教育という4つのサービスに現物給付として使い切ってはどうかと言っ

ている人間なわけ ([勿凝学問 172](#)や[勿凝学問 217](#)などを参照)。

さらに、かつて埋蔵金論議の巣窟であった日医は、与党マニフェストを「財源のあり方に踏み込み消費税を含む税制抜本改革を掲げたことも合わせて評価する」としており、日医のこの評価を僕は、高く評価している。もっと言えば、日医は、民主党のマニフェストを「財源が不明確で不安が大 (m3.com のタイトルによる)」としており、僕は、日医のマニフェスト評価は、これまで僕がみたマニフェスト評価の中でも、かなりまともなものだとみてもいる。

人も組織も進化したり退化したりして動くものなんだよ。ある著者がある時点で批判した相手がいつまでもそこに留まっているわけではない。だから評価軸が昔と今で変わらな
いある著者が書いた一冊の本だけを読んでも、いかほどのことが分かるものやら。だからこそ、読書は楽しいのだし、歴史は面白いとも言えるのだけどね——評価軸があっち行ったりこっち行ったりする著者の本を読むのも、これまた一興ではある。